

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp

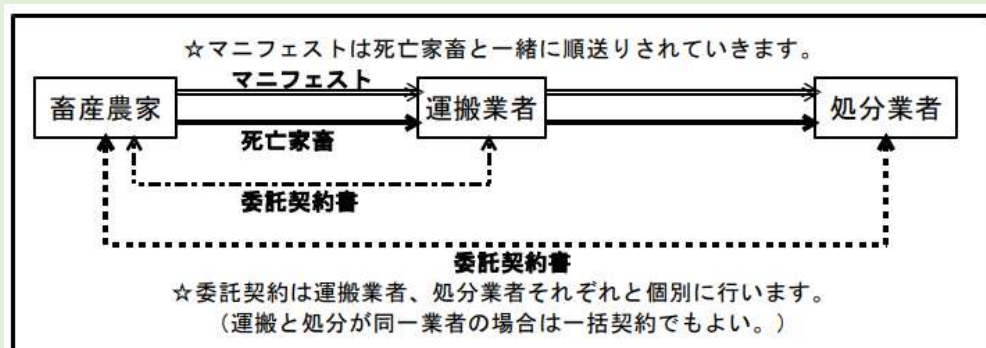


令和8年7月号

死亡家畜の適正処理について

県内において、死亡家畜の不適切な処理が確認されました。廃棄物処理及び清掃に関する法律(以下廃掃法)第2条で**家畜の死体は産業廃棄物**に規定されています。廃掃法第16条及び化製場に関する法律第2条2項に基づいて、適正に処理(**専門業者に運搬、処理を依頼**)してください。

- 家畜の死体は、許可を受けた施設以外で処理(解体、埋却、焼却)することは禁止されています。
- 自己所有地であっても埋めたり、放置することは法律違反です(罰則有)
- 子牛(耳標装着前)であっても埋めてはいけません
※流、死産胎子や出生直後に死亡でもNG
- 専門業者に依頼し、適正に処理してください。

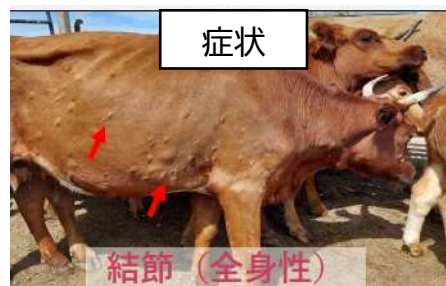


契約書やマニフェストについてのお問い合わせ先は下記のとおりです。

機関名	電話番号	管轄する地域
県中地方振興局 環境課	024-935-1502	須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局 環境課	0248-23-1420	白河市、西白河郡、東白川郡
郡山市 廃棄物対策課	024-924-3171	郡山市
いわき市 廃棄物対策課	0246-22-7604	いわき市

ランピースキン病が家畜伝染病に格上げ

令和8年7月1日に、ランピースキン病が届出伝染病から家畜伝染病へ格上げされました。これに伴い緊急ワクチン接種・殺処分・移動制限等を義務付けしました。国内での発生は、2024年12月26日を最後に、現在は終息しています。万が一、疑わしい症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。



豚熱の選択的殺処分が導入

令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、ワクチン接種地域(北海道除く46都府県)においては、豚熱の選択的殺処分が導入されました。

選択的殺処分とは？

従来のように全頭殺処分ではなく、ワクチン接種済みで免疫を獲得した伝播リスクのない健康な豚は対象外とし、まん延防止のために必要な豚のみを殺処分します。

殺処分の範囲(対象)は？

殺処分の範囲は県が国と協議の上、決定します。(農場自ら判断×)

✓ワクチン免疫が成立していない豚

未接種、接種後20日を経過していない、発育不良

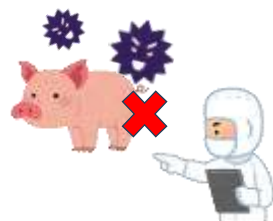
※防疫措置完了前(3回の消毒終了前)に生まれた子豚は殺処分対象。
人工流産による処理也可。

✓豚熱を疑う症状がみられる・PCR陽性となった豚

✓家畜防疫員がまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚

※以下の場合、例外的な対応が必要

- ▶発生農場が適切なワクチン接種を実施していない場合
⇒繁殖豚含むすべての豚を殺処分
- ▶感染が農場内で限局していない場合
⇒繁殖豚除くすべての豚を殺処分
- ▶監視プログラム適用期間中に複数回続発した場合
⇒繁殖豚除くすべての豚を殺処分(期間内に複数回発生)



監視プログラムとは？
患畜確認後、約1～3ヶ月、
移動制限や毎日の報告徴求
により異常有無を監視する期間

詳細については
農水省HPを
ご覧ください



輸入禁止品への対応強化

令和8年7月1日から、輸入検査を受けずに輸入された肉製品は、国内で購入したものでも**販売禁止**になります。また、家畜防疫官に外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄等の権限が付与されました。



肉製品や野菜等は手続きせずに外国から日本に持ってくる、送ってもらうのも禁止されています。

◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

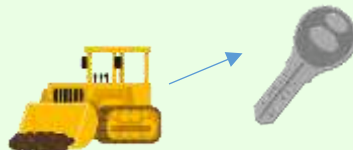


重機の盗難被害に ご注意を

管内で重機の盗難や不審者が衛生管理区域内に進入してくるという報告が届いています。家畜疾病の農場内への侵入につながるおそれもあり、家畜の防疫上からも対策を講じる必要があります。今一度、保管方法含め、見直しをお願いします。

対策として

☑ 重機から離れる時は鍵を外す



☑ 倉庫など屋内保管

難しい場合はなるべく外部から見えにくい場所へ

☑ ハンドルロックやタイヤロック

外国語でも記載、
実際にカメラがなくても侵入者への牽制になります

☑ 防疫の観点から、農場出入口に石灰等の散布

ここから先は衛生管理区域というのが
立入禁止看板とセットで分かるように

衛生管理
区域
立入禁止



夏休み中における防疫対策徹底

海外では、口蹄疫やアフリカ豚熱の発生がみられており、日本への侵入リスクは高い状況です。これから夏休みを迎え、人の動きが活発化することから、家畜伝染病の発生予防、まん延防止体制の再確認をお願いします。



<韓国で口蹄疫が発生>

令和8年7月3日に、**韓国で口蹄疫(FMD)の発生が確認**。牛農場及び豚農場で確認されました。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

野生イノシシの豚熱感染の広域拡大防止対策

野生イノシシの豚熱感染が継続して幅広い地域で確認されています。ワクチン接種のみでは感染を防止することは困難です。適切なワクチン接種とともに、**飼養衛生管理の再点検**をお願いします。

①毎日の健康観察

▶豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合は、**速やかに家畜保健衛生所へ連絡してください。**

②農場従業員・訪問者含めて対策

▶不必要な人・車両の制限
▶出入り時には消毒実施
▶野生動物の侵入防止対策点検不備は速やかに改善

③適時・適切なワクチン接種

▶飼養衛生管理を徹底したうえで、適時・適切にワクチン接種。

ワクチン接種+飼養衛生管理の徹底



④埋却地の確保

▶実際に埋却可能か実効性も改めて確認



⑤防護柵外周の除草

▶イノシシの衛生管理区域への接近防止

